

○八王子市児童育成手当支給条例施行規則

昭和46年12月3日

規則第42号

改正	昭和49年9月30日規則第56号	昭和53年3月31日規則第11号
	昭和54年5月28日規則第8号	昭和55年5月30日規則第28号
	昭和56年6月12日規則第23号	昭和57年4月20日規則第15号
	昭和57年6月1日規則第19号	昭和57年10月15日規則第31号
	昭和58年6月1日規則第19号	昭和59年5月30日規則第21号
	昭和60年5月31日規則第22号	昭和61年5月31日規則第23号
	昭和62年5月29日規則第24号	昭和63年5月31日規則第21号
	平成元年3月31日規則第8号	平成元年5月31日規則第27号
	平成2年5月31日規則第28号	平成3年2月4日規則第2号
	平成3年5月31日規則第32号	平成4年3月31日規則第13号
	平成4年5月28日規則第27号	平成5年5月28日規則第33号
	平成6年3月31日規則第16号	平成6年6月1日規則第30号
	平成6年7月26日規則第49号	平成7年5月31日規則第25号
	平成8年5月31日規則第26号	平成9年3月31日規則第22号
	平成9年5月30日規則第46号	平成10年3月31日規則第23号
	平成11年3月31日規則第27号	平成11年5月31日規則第46号
	平成12年5月31日規則第62号	平成13年5月31日規則第46号
	平成14年5月31日規則第50号	平成15年5月30日規則第52号
	平成16年7月30日規則第44号	平成17年3月31日規則第28号
	平成18年9月29日規則第74号	平成19年3月27日規則第8号
	平成22年7月20日規則第54号	平成24年1月24日規則第4号
	平成24年3月30日規則第24号	平成24年5月10日規則第50号
	平成24年9月12日規則第67号	平成25年3月29日規則第16号
	平成25年12月19日規則第54号	平成26年3月31日規則第12号
	平成27年12月28日規則第92号	平成28年3月31日規則第21号
	平成28年12月27日規則第63号	平成29年3月31日規則第10号

八王子市児童手当支給条例施行規則（昭和44年八王子市規則第38号）の全部を改正する。

(父又は母の障害の状態)

第1条 八王子市児童育成手当支給条例(昭和46年八王子市条例第39号。以下「条例」という。)第4条第1項第1号に規定する市規則で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

(父母が婚姻を解消したと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童)

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する「これと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、18歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

(1) 父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)若しくは母の生死が明らかでないか又は父若しくは母が引き続いて1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)によらないで懐胎した児童

(5) その他市長が前3号のいずれかに準ずると認めた児童

(所得の額)

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する市規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは360万4,000円とし、扶養親族等又は児童があるときは360万4,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族である場合にあつては当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))をいう。)である場合にあつては当該特定扶養親族等1人につき63万円)を加算して得た額とする。

(所得の範囲)

第4条 条例第4条第2項第1号に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)

第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によつて課す

る同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。) についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第5条 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第7項(同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項(同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除、その控除の対象となつた障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 その控除の対象となつた寡婦又は寡夫につき27万円(当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合は、35万円)

(4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 その控除の対象となつた勤労学生1人につき27万円

(施設)

第6条 条例第4条第2項第2号に規定する市規則で定める施設は、次に掲げる施設(保護

者と共に入所する施設及び通所により利用する施設を除く。)とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監護又は援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設

(受給資格の認定の申請)

第7条 条例第6条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、児童育成手当認定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 児童育成手当(以下「手当」という。)の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)の扶養(監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。)する条例第4条第1項に規定する支給要件児童(以下「支給要件児童」という。)が、八王子市の区域内に住所を有しないとき 当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているとき 当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているとき 当該事実を明らかにすることができる書類及び当該支給要件児童(条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童に限る。)の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
- (4) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるとき 当該受給資格者及び当該支給要件児童の戸籍の謄本又は抄本
- (5) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父又は母が別表に定める程度の障害の状態にあるとき 当該事実を明らかにすることができる書類
- (6) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父母が事実上の婚姻関係を解消したこと及び当該支給要件児童が第2条各号のいずれかに該当するとき 当該事実を明らかにすることができる書類
- (7) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例別表に定める程度の障害の状態にあるとき 当該事実を明らかにすることができる書類
- (8) 受給資格者の前年(1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。)の次の事項についての当該区市町村長の証明書

ア 所得の額

イ 条例第4条第2項に規定する扶養親族等の有無及び数

ウ 第3条に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数

(9) 受給資格者が前年（1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。）の12月31日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を維持したとき 当該事実を明らかにすることができる書類

(認定及び却下の通知)

第8条 市長は、条例第6条の規定に基づき、受給資格及び手当額の認定をしたときは、児童育成手当認定通知書（第2号様式）により、当該受給資格者に通知する。

2 市長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めたときは、児童育成手当認定申請却下通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(支払期日の特例)

第9条 条例第7条第3項ただし書に規定する「特別な事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 受給資格が消滅したとき。

(2) 支払期月が経過した後において支払うとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、災害、疾病等特に市長が必要と認める事由があるとき。

(手当額の改定)

第10条 条例第8条第1項に規定する手当額の改定の申請は、児童育成手当額改定申請書（第4号様式）に、新たな支給要件児童に係る次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1) 新たな支給要件児童が八王子市の区域内に住所を有しないとき 当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し

(2) 新たな支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する支給要件児童であるとき 戸籍の抄本

(3) 第7条第2号、第3号又は第7号に該当するとき 当該各号に掲げる書類

(4) 第7条第5号又は第6号に該当する場合であつて、新たな支給要件児童の父又は母とその他の支給要件児童の父又は母が同じでないとき(当該新たな支給要件が第2条第4号に該当する場合は、同じであるときを含む。) 当該各号に掲げる書類

2 市長は、手当額の改定の認定をしたときは、児童育成手当額改定通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知する。

3 市長は、手当額の改定の申請があつた場合において、改定すべき事由がないと認めたとときは、児童育成手当額改定申請却下通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（支払の停止）

第11条 市長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が第13条、第14条又は第15条に規定する届出を怠つたことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

（手当の返還請求）

第12条 市長は、条例第11条の規定による手当の返還又は第16条の規定による受給資格の消滅若しくは手当額の減額をした者に対して支払うべきでない手当を支払つた場合における当該手当の返還の請求は、児童育成手当返還請求書（第7号様式）により市長が行うものとする。

（現況の届出）

第13条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当現況届（第1号様式）に第7条第8号に定める書類及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 受給者の扶養する支給要件児童が八王子市の区域内に住所を有しないとき 当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し

（2） 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているとき 当該事実を明らかにすることができる書類

（3） 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているとき 当該事実を明らかにすることができる書類

（4） 受給者が第2条第1号、第3号及び第5号のいずれかに該当する児童を扶養しているとき 当該事実を明らかにすることができる書類

（5） 第7条第9号に該当するとき 同号に掲げる書類

（受給事由消滅等の届出）

第14条 受給者は、八王子市の区域内に住所を有しなくなつたときその他手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに児童育成手当受給事由消滅届（第8号様式）を

市長に提出しなければならない。

- 2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当額を減額されるべき事由が生じたときは、速やかに児童育成手当額改定届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（氏名変更等の届出）

第15条 受給者は、氏名を変更したとき、又は受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等氏名変更届（第10号様式）に当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 受給者は、八王子市の区域内において住所を変更したときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで支給要件児童を扶養することとなる場合には、第7条第2号に掲げる書類を添えなければならない。

- 3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうちに住所を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなる場合には第7条第2号に掲げる書類を、変更後の住所が八王子市の区域外となる場合には当該支給要件児童の属することとなつた世帯の全員の住民票の写しをそれぞれ添えなければならない。

（受給資格消滅等の通知）

第16条 市長は、受給者が条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなつたときは、児童育成手当受給資格消滅通知書（第12号様式）により、当該受給者であつた者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合には、この限りでない。

- 2 市長は、受給者に手当額の減額をすべき事由が生じたときは、児童育成手当額改定通知書により、当該受給者に通知する。

（未支払の手当の請求）

第17条 条例第9条に規定する未支払の手当を受けようとする者は、未支払児童育成手当請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（添付書類の省略）

第18条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 2 この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類について、1通又は

2通以上の書類を添えることにより関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を添えることをもつて足りるものとする。

(台帳)

第19条 市長は、児童育成手当受給者台帳(第14号様式)を備え、第8条第1項の規定に基づき児童育成手当認定通知書を送付した者をこれに登載する。

附 則

- 1 この規則は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、条例附則第4項の規定に基づいてなされる手続きに関しては、公布の日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規定により読み替えて適用される条例第4条第1項第1号の規定の適用を受ける児童のうち、15歳に達した日の属する学年の末日以後引き続いて中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童(昭和51年4月1日以前に生まれた児童に限る。以下「中学校等在学特例児童」という。)に係る条例第6条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、児童育成手当認定申請書に、同条各号に掲げる書類のほか、当該中学校等在学特例児童の在学証明書を添えて行わなければならない。
- 3 中学校等在学特例児童に係る受給者は、第12条の規定により児童育成手当現況届を市長に提出する場合において、同条に定めるもののほか、当該中学校等特例児童の在学証明書を添えなければならない。

附 則(昭和49年9月30日規則第56号)

- 1 この規則は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にあるこの規則による改正前の八王子市児童手当支給条例施行規則による様式については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則(昭和53年3月31日規則第11号)

- 1 この規則は、昭和53年6月1日から施行する。
- 2 昭和53年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則(昭和54年5月28日規則第8号)

- 1 この規則は、昭和54年6月1日から施行する。
- 2 昭和54年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年5月30日規則第28号)

- 1 この規則は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 昭和55年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和５６年６月１２日規則第２３号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八王子市児童育成手当支給条例施行規則の規定は、昭和５６年６月１日以後の月分の手当から適用する。

附 則（昭和５７年４月２０日規則第１５号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の八王子市児童育成手当支給条例施行規則による様式については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（昭和５７年６月１日規則第１９号）

この規則は、昭和５７年６月１日から施行する。

附 則（昭和５７年１０月１５日規則第３１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５８年６月１日規則第１９号）

この規則は、昭和５８年６月１日から施行する。

附 則（昭和５９年５月３０日規則第２１号）

この規則は、昭和５９年６月１日から施行する。

附 則（昭和６０年５月３１日規則第２２号）

この規則は、昭和６０年６月１日から施行する。

附 則（昭和６１年５月３１日規則第２３号）

この規則は、昭和６１年６月１日から施行する。

附 則（昭和６２年５月２９日規則第２４号）

この規則は、昭和６２年６月１日から施行する。

附 則（昭和６３年５月３１日規則第２１号）

この規則は、昭和６３年６月１日から施行する。

附 則（平成元年３月３１日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年５月３１日規則第２７号）

この規則は、平成元年６月１日から施行する。

附 則（平成２年５月３１日規則第２８号）

この規則は、平成２年６月１日から施行する。

附 則（平成３年２月４日規則第２号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現にあるこの規則による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成3年5月31日規則第32号）

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第13号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年5月28日規則第27号）

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成5年5月28日規則第33号）

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第16号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月1日規則第30号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、この規則による改正前の八王子市児童育成手当支給条例施行規則様式第5号及び様式第10号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成6年7月26日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八王子市児童育成手当支給条例施行規則第3条及び第6条の規定は、平成6年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用する。

附 則（平成7年5月31日規則第25号）

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成8年5月31日規則第26号）

この規則は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第22号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月30日規則第46号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第23号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の八王子市児童育成手当支給条例施行規則第2条第1号及び第3号、第3条、第4条、第5条第1項、第6条から第8条まで、第10条から第15条まで、第16条第1項、第17条、第18条第2項及び第19条の規定並びに様式は、平成10年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成11年3月31日規則第27号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月31日規則第46号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年5月31日規則第62号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年5月31日規則第46号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年5月31日規則第50号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年5月30日規則第52号）

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成16年7月30日規則第44号）

1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第28号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年9月29日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月20日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月24日規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第24号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月10日規則第50号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八王子市児童育成手当支給条例施行規則の規定は、平成24年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年9月12日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第16号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日規則第54号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第92号）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日規則第63号）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八王子市児童育成手当支給条例施行規則第5条第1項の規定は、平成30年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月

分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日規則第10号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第1条、第7条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの（測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。）
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に、座つていてできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病がなおらないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、市長が定めるもの

第1号様式（第7条、第13条関係）

児童育成手当認定申請書（現況届）

関係書類を添えて、児童育成手当の受給資格の認定を申請します。

また、私（申請者）、配偶者及び児童は、認定審査及び手当支給に必要な場合は、公簿等の調査を行うこと及びひとり親家庭の支援に必要な場合は、本申請の記載事項について関係機関に情報提供することに同意します。

八王子市長 殿		年 月 日				
申請者ご本人について	(フリガナ) 申請者の氏名について、署名した場合は、押印を省略することができます。 氏名			性別 男・女	生年月日	
	個人番号 ()					
	住所 〒 八王子市		自宅電話番号 ()			
	勤務先(名称)又は職業		携帯電話番号 ()			
			勤務先電話番号 ()			
支払希望金融機関等		支店コード	口座番号			
銀行・信金 信組・農協・労金		支店	口座名義(カタカナ)			
配偶者(夫又は妻)が		障害の有無				
いる⇒	(フリガナ)氏名	本人	ない・ある⇒ 手帳 級			
いない	生年月日 年 月 日	配偶者	ない・ある⇒ 手帳 級			
児童について	氏名(生年月日)	続柄 同居・別居	障害の有無 (手帳の有無)	受給事由	事由発生 年月日	子の父母の 氏名 生年月日
	(フリガナ)		障害 有・無	離婚 死亡	年 月 日	(父)
	(年 月 日)	同居	障害 生死不明	障害 生死不明		(母)
	個人番号()	別居	身障手帳 級	遺棄 拘禁	年 月 日	年 月 日
			愛の手帳 度	未婚 保護命令 その他()		年 月 日
	(フリガナ)		障害 有・無	離婚 死亡	年 月 日	(父)
	(年 月 日)	同居	障害 生死不明	障害 生死不明		(母)
	個人番号()	別居	身障手帳 級	遺棄 拘禁	年 月 日	年 月 日
			愛の手帳 度	未婚 保護命令 その他()		年 月 日
	(フリガナ)		障害 有・無	離婚 死亡	年 月 日	(父)
(年 月 日)	同居	障害 生死不明	障害 生死不明	(母)		
個人番号()	別居	身障手帳 級	遺棄 拘禁	年 月 日	年 月 日	
		愛の手帳 度	未婚 保護命令 その他()		年 月 日	
(フリガナ)		障害 有・無	離婚 死亡	年 月 日	(父)	
(年 月 日)	同居	障害 生死不明	障害 生死不明		(母)	
個人番号()	別居	身障手帳 級	遺棄 拘禁	年 月 日	年 月 日	
		愛の手帳 度	未婚 保護命令 その他()		年 月 日	

※現況届については個人番号を記入する必要がありません。

第2号様式（第8条関係）

第 年 月 日

様

八王子市長

㊟

児童育成手当認定通知書

年 月 日付で申請のありました児童育成手当につきましては、下記のとおり認定しましたので、通知します。

記

受給者氏名		認定番号	第	号
受給者住所				
支給月額	円	支給開始年月	年	月分から
内 訳	支給対象児童氏名	手当種別	支給月額	
			円	
			円	
			円	
			円	
備考				

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で八王子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として（訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊟

児童育成手当認定申請却下通知書

年 月 日付で児童育成手当の認定申請がありましたが、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
却下した理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で八王子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として（訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第10条関係）

児童育成手当額改定申請書						
受給者	氏名		認定番号	第	号	
	住所	電話 ()				
増額事由	ア 新たに児童を扶養することになった。 イ 他の種類の手当に該当するようになった。 ウ その他 ()					
事由発生年月日	年 月 日					
新たに 対象と なる 児童	氏名 (生年月日)	続柄 同・別居	受給事由	父母の氏名 (生年月日)	障害の有無 (手帳の有無)	※支給 区分
	(. . .)	同・別		父	有 ・ 無 (有 ・ 無) 「手帳 級」	育・障
				母		
	(. . .)	同・別		父	有 ・ 無 (有 ・ 無) 「手帳 級」	育・障
				母		
	(. . .)	同・別		父	有 ・ 無 (有 ・ 無) 「手帳 級」	育・障
			母			
上記のとおり、児童育成手当の額の改定について申請します。 年 月 日 氏名 _____ ㊟ 八王子市長殿						

(注) ※の欄は記入する必要はありません。

第5号様式（第10条、第16条関係）

第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊤

児童育成手当額改定通知書

下記のとおり、児童育成手当の額を改定しましたので、通知します。

記

受給者氏名		認定番号	第	号
受給者住所				
支給月額		円	改定年月	年 月分から
内 訳	支給対象児童氏名	手当種別	支給月額	
			円	
			円	
			円	
			円	
備考				

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で八王子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として（訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊟

児童育成手当額改定申請却下通知書

年 月 日付で児童育成手当の額改定申請がありましたが、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
却下した理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で八王子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として（訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊤

児童育成手当返還請求書

あなたに支給した児童育成手当について、過払金がありますので下記により返還してください。

記

氏 名		認定番号	第 号
住 所			
請求（過払）金額	円	発生年月日	年 月 日
請求（過払）金の内訳			
過払いの理由			
返 還 方 法			
そ の 他			

第8号様式（第14条関係）

児童育成手当受給事由消滅届			
受給者	氏名		認定番号 第 号
	住所	電話 () (旧住所)	
受給資格がなくなった事由	ア 児童を扶養しなくなった。 イ 他の区市町村へ転出した。 ウ 児童が年齢制限を超えた。 エ 児童が死亡した。 オ 児童が父母と生計を同じくするようになった。 カ 児童が父又は母の配偶者と生計を同じくするようになった。 キ 児童が施設に入所した。 ク その他 ()		
事由発生日	年 月 日		
上記のとおり、児童育成手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 年 月 日 氏名 _____ ㊟ 八王子市長殿			
※備考			

- (注) 1 届出者の氏名について、署名した場合は、押印を省略することができます。
 2 ※の欄は、記入する必要はありません。

第9号様式（第14条関係）

児童育成手当額改定届			
受 給 者	氏名		認定番号 第 号
	住所	電話 ()	
対象児童でなくなった 児童の氏名、生年月日	対象児童でなくなった事由		事由の発生した 年 月 日
(. .)	ア イ ウ エ オ カ キ ()		. .
(. .)	ア イ ウ エ オ カ キ ()		. .
(. .)	ア イ ウ エ オ カ キ ()		. .
<p>[事由欄の記号について]</p> <p>ア 児童を扶養しなくなった。 イ 児童が年齢制限を超えた。 ウ 児童が死亡した。 エ 児童が父母と生計を同じくするようになった。 オ 児童が父又は母の配偶者と生計を同じくするようになった。 カ 児童が施設に入所した。 キ その他 ()</p>			
<p>上記のとおり、児童育成手当の額の改定について届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ ㊟</p> <p>八王子市長殿</p>			
※ 備 考			

- (注) 1 届出者の氏名について、署名した場合は、押印を省略することができます。
2 ※の欄は、記入する必要はありません。

第10号様式（第15条関係）

児童育成手当受給者等氏名変更届			
受給者	氏名		認定番号 第 号
	住所	電話 ()	
旧氏名		新氏名	変更年月日
		フリガナ	年 月 日
		フリガナ	年 月 日
		フリガナ	年 月 日
		フリガナ	年 月 日
		フリガナ	年 月 日
<p>上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ ㊟</p> <p>八王子市長殿</p>			

(注) 届出者の氏名について、署名した場合は、押印を省略することができます。

第11号様式（第15条関係）

児童育成手当受給者等住所変更届				
受給者氏名		認定番号	第	号
新住所	電話（ ）			
旧住所	電話（ ）			
変更年月日	年 月 日			
支 給 要 件 児 童	氏 名	旧 住 所 ----- 新 住 所	同居・ 別居の 別	変更年月日
		-----	同・別	・ ・ ・
		-----	同・別	・ ・ ・
		-----	同・別	・ ・ ・
		-----	同・別	・ ・ ・
<p>上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ ㊟</p> <p>八王子市長殿</p>				

- (注) 1 届出者の氏名について、署名した場合は、押印を省略することができます。
- 2 児童と別居することになる場合は、児童の住民票の写し（他の区市町村に居住する場合のみ）と事実を明らかにすることができる書類を添えてください。

第12号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

八王子市長

㊟

児童育成手当受給資格消滅通知書

あなたの児童育成手当の受給資格が、下記のとおり消滅しましたので通知します。

記

氏 名		認定番号	第 号
住 所			
消滅事由			
消滅年月日	年 月 日		
備 考			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で八王子市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として（訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式（第17条関係）

未支払児童育成手当請求書

死亡者	氏名		認定番号	第	号
	住所		死亡した日		
請求者である児童	氏名				
	住所	電話（ ）			
請求の内容	支給期間	年	月分から	請求金額	円
		年	月分まで		
払渡希望金融機関	名称		口座番号		
備考					

児童育成手当未支払額を、上記のとおり請求します。

年 月 日

請求者氏名 _____ ㊟

八王子市長 殿

第14号様式（第19条関係）

（表）

申請 認定	年 月 日	児童育成手当受給者台帳				認定番号	第 号		
	年 月 日					支給開始年月	年 月		
氏名	男・女	住 所	電話 ()			金融機関	(変更 . . .)		
生年月日	年 月 日	(変更 . . .)							
配偶者の有無	有 ・ 無	氏名 (生年月日)	続柄 同居・別居の別	手当区分	該当事由	該当年月	非該当事由	非該当年月	備考 (父母・児童の障害状態等)
支給 要件 児童	(. .)	同居・別居	育成手当		.			.	
	(. .)	同居・別居	障害手当		.			.	
	(. .)	同居・別居	育成手当		.			.	
	(. .)	同居・別居	障害手当		.			.	
	(. .)	同居・別居	育成手当		.			.	
	(. .)	同居・別居	障害手当		.			.	
備考							資格消滅	年月日	年 月 日
受給者氏名	住 所			認定番号	第 号				

(裏)

氏名		住所			認定番号	第号			
年度	支給月額 年 月 円	変更 支給月額 年 月 円	10 月 期		2 月 期		6 月 期		備 考
			支 払 金 額	支 払 月 日	支 払 金 額	支 払 月 日	支 払 金 額	支 払 月 日	
	年 月 円	年 月 円	6. 7. 8. 9 円	/	10. 11. 12. 1 円	/	2. 3. 4. 5 円	/	
	年 月 円	年 月 円	6. 7. 8. 9 円	/	10. 11. 12. 1 円	/	2. 3. 4. 5 円	/	
	年 月 円	年 月 円	6. 7. 8. 9 円	/	10. 11. 12. 1 円	/	2. 3. 4. 5 円	/	
	年 月 円	年 月 円	6. 7. 8. 9 円	/	10. 11. 12. 1 円	/	2. 3. 4. 5 円	/	
	年 月 円	年 月 円	6. 7. 8. 9 円	/	10. 11. 12. 1 円	/	2. 3. 4. 5 円	/	
	年 月 円	年 月 円	6. 7. 8. 9 円	/	10. 11. 12. 1 円	/	2. 3. 4. 5 円	/	
現 況 届	年 度	扶養親族等の数 () 人 は老人扶 養親族等の再掲	所得金額	届出年月日	支給対象 児 童 数	変 更			
		() 人	円	. .	人	扶養親族等の数	所得金額	児 童 数	変更年月日
		() 人	円	. .	人	() 人	円	人	. .
		() 人	円	. .	人	() 人	円	人	. .
		() 人	円	. .	人	() 人	円	人	. .
		() 人	円	. .	人	() 人	円	人	. .

- 第1号様式 (第7条、第13条関係)
- 第2号様式 (第8条関係)
- 第3号様式 (第8条関係)
- 第4号様式 (第10条関係)
- 第5号様式 (第10条、第16条関係)
- 第6号様式 (第10条関係)
- 第7号様式 (第12条関係)
- 第8号様式 (第14条関係)
- 第9号様式 (第14条関係)
- 第10号様式 (第15条関係)
- 第11号様式 (第15条関係)
- 第12号様式 (第16条関係)
- 第13号様式 (第17条関係)
- 第14号様式 (第19条関係)